

医療事故調査制度を知っていますか？

医療事故の調査に関する制度が2015年10月1日から始まりました。そして、以下の①②の両方に当てはまる場合には、制度が予定している「医療事故」に該当する可能性があります。※1, 2

- ① 医療に起因する(疑いを含む)死亡または死産
- ② その死亡(死産)が予期されることを、
患者や家族に事前に説明していない

(※1 医療機関や医療従事者の過失の有無は関係ありません。)

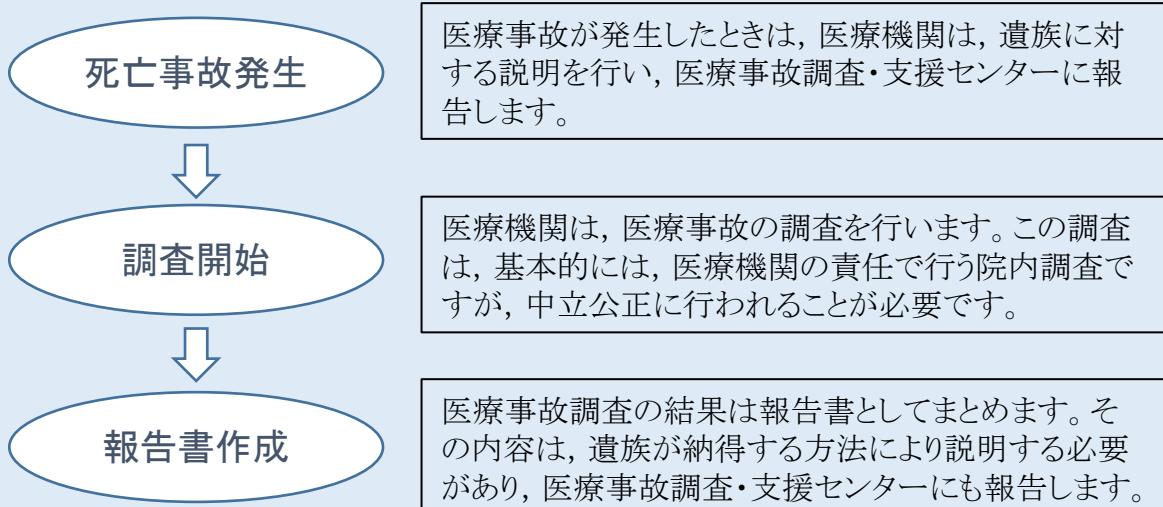
(※2 医療事故の定義は、医療法第6条の10、医療法施行規則第1条の10の2に規定されています。)

医療事故に該当する場合は、当該医療機関は、医療事故の原因等を調査しなければなりません(医療法第6条の11)。

また、医療事故調査は、病院等の管理者(院長など)の判断で開始されますが、医療事故に該当しないと判断したときは遺族にその理由を分かりやすく説明することとされています。

医療事故調査制度の流れ

医療事故調査の目的は、医療の安全を確保するために、医療事故の再発防止を図るところにあります。そのために、医療事故の調査を行って、原因を究明し、情報の集約分析を行う制度となっています。



なお、医療機関による調査を補完するため、医療事故調査・支援センターとして指定されている一般社団法人日本医療安全調査機構(〒105-6105 東京都港区浜松町2-4-1 世界貿易センタービル 5階 TEL:03-5401-3021 FAX:03-5401-3022)にも、医療事故の調査を求めるることができます(医療法第6条の17)。